

習志野市学校給食センター建替事業 第2回入札説明書等に関する質問書の回答

習志野市学校給食センター建替事業 第2回入札説明書等に関する質問書の回答は、以下のとおりです。

■入札説明書

※入札説明書に関する質問なし

■要求水準書

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
1	要求水準書	16	II	4	(2)	②	イ	(イ)		給水・給湯設備	給水・給湯配管について「ねじ接合とすること」とありますが、フランジ接合や機械式接合などでも、漏れ・強度・作業性などで信頼性のある工法であれば提案可能でしょうか。	提案可能です。
2	要求水準書	22	II	5	(2)					表Ⅱ-2:各室での主要機器	「特に将来の食数減少の影響を最小とするため、機器は自校式の学校給食への転用を想定した選定を行うこと。」とございますので、将来の食数減少時に過剰とならないように、表に記載の機器を導入せずに、その機器が本来果たすべき効果を別の方法で補えば、機器の導入は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか？	表に記載の機器を導入しない場合は、提案書において、その代替となる機器・作業を明示してください。
3	要求水準書	22	II	5	(2)					表Ⅱ-2:各室での主要機器	諸室の食品庫・調味料庫と上処理室の機器種類に記載があります容器等洗浄機ですが、今回の食数規模、また将来の食数減少を鑑みて、調理員による手洗いでも十分に対応可能な場合は、容器等洗浄機を設置しない計画としてもよろしいでしょうか？	事業者の提案によるものとします。
4	要求水準書	28	III	2	(1)	①				業務内容	土壌調査の可否を判断するに当たり、事業計画地の過去の土地利用をご指示下さい。	昭和50年頃に埋め立てが完了し、昭和62年に千葉県企業庁(現企業土地管理局)から本市に所有権が移転されています。埋め立て後から現在まで、一貫して未利用のままであり、また周辺の土地利用も流通センターが主で、有害物質の保管及び使用はなかったものと推定されています。
5	要求水準書	28	III	2	(1)	①				業務内容	工事着工の30日前までに、県に土壌汚染対策法第4条の届出を提出することになります。届出後、計画地の過去の土地利用によっては、県から土壌調査の命令が土地の所有者に出されることとなりますが、その調査については市(土地の所有者)の負担として頂けないでしょうか。過去の土地利用が不明なため、現時点でどのような調査が必要になるかの判断ができない状況です。	原案のとおり、調査費用は事業者の負担とします。
6	要求水準書	40	V	2	(2)	②				定期点検(建築基準法第12条に基づく建築物の定期点検)	給食センターは、建築基準法施行規則に定める主要用途では工場に該当し、貴市において点検対象となる施設には該当しないと思われまます。よって、本項目は削除される、又は事業者の判断において同法に準じた点検を行えばよい、との認識でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりですが、当該規定は建築基準法第12条に準じた点検を実施するとの趣旨です。
7	要求水準書	48	V	6	(3)	③	オ			給食エリアの定期清掃	内壁、床面、給電コード及び冷媒チューブは半年に1回以上清掃とございますのは、プレハブ式の冷凍庫・冷蔵庫についてとお見受け致しますが、給電コード及び冷媒チューブについては、他の設備配管・配線同様に、調理室内に露出している部分についてのみ清掃を求められているとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

8	要求水準書	64	VI	10	(2)	③					食器・食缶等保守管理業務	「食器かご・食缶は最低1回、これら以外の食器、アレルギー対応食配食容器、配膳盆及び配膳器具は更新を3回以上行うこと。」とございますが、コンテナ及びその他調理備品等は、什器備品等の保守管理業務に含まれるとの理解で、必用に応じての更新で、更新及び更新回数の指定はないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
9	参考資料11献立表										予定献立表	お示し頂きました予定献立表には、フルーツポンチはありますが、リンゴや梨等の果物が見あたりません。果物の提供予定はないのでしょうか？	果物の提供はあります。
10	参考資料11献立表										予定献立表	お示し頂きました予定献立表にはありませんが、リンゴや梨等の果物を給食として出される際は、1人あたり何分の1カットを出されますか？また、皮はついたままでもよろしいでしょうか？	果物はカットして、皮をむきます。カット数は献立によります。

■事業契約書(案)

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	a			
1	事業契約書(案)	20	第49条	第1項						本施設の瑕疵担保	「市は、本施設に瑕疵があるときは、事業者に対し、市が本施設の引渡しを受けた日から2年以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。」とございますが、調理設備も含まれ2年の保証期間となるのでしょうか？それとも、調理設備で一般的な1年保証でよろしいのでしょうか？	要求水準書5頁：I 3(5)①の「用語の定義」に示すとおり、本施設には調理設備を含んでおり、第49条は調理設備も含む規定となります。
2	事業契約書(案)	20	第49条	第1項						本施設の瑕疵担保	「市は、本施設に瑕疵があるときは、事業者に対し、市が本施設の引渡しを受けた日から2年以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。」とございますが、什器備品等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。運営備品等及び事務備品を総称する什器備品等については、事業契約書(案)第31条によるものとします。
3	事業契約書(案)	50	別紙3	1	(4)		イ			サービス対価D(固定料金)	「固定料金は、5年ごとに区分しそれぞれの区分内における各回の支払を同額」との記載がございますが、事業期間中の各回の支払額をすべて同額とする提案でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
4	事業契約書(案)	53	別紙3	3	(2)		ア			物価変動に伴う改定	[建築工事期間中の改定については、「建設工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の運用に関する手続き、習志野市」に準じるものとする。]とありますが、の第二次審査書類の受付時点(2/3)で建築工事の請負金は確定しており、着工するまでの期間に物価上昇が生じることが考えられます。第二次審査書類の受付時点(2/3)から着工までの期間に生じた物価上昇についてもインフレスライド条項に準じ請負金の変更が認められると理解してよろしいでしょうか。	物価変動の改定は建設工事期間中のみを対象とし、着工以前の物価変動は対象となりません。

■基本協定書

※基本協定書(案)に関する質問なし

■様式集

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	a			
1	様式集	3		4	(2)					企業名の記載	「～、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用など)は行わないこと。」とございますが、構成員及び協力企業以外の、いわゆる構成員及び協力企業から委託を受ける協力的会社や、関心表明書を取得した企業名、金融機関名などは提案書に記載してもよいという理解でよろしいでしょうか。	構成員・協力企業以外の企業名(金融機関を含む)は正本のみに記載するものとし、副本(関心表明書等の添付資料を含む)には一切記載しないでください。また、正本・副本とは別に提出する企業名対応一覧表には、構成員・協力企業以外の企業等を含めて対応表を作成してください。

2	様式集	9								調理作業工程表・作業動線図	調理作業工程表・作業動線図の作成にあたり、前提条件となる食数は8,000食でよろしいでしょうか。その場合、本施設の焼き物機器の能力が4,000食であり、2時間前喫食を守る為、今回の提案では8,000食の能力を有していると仮定したうえで作成してよろしいでしょうか。	様式集P11、12で記した献立例1及び献立例2は、提案のための課題です。単純に各献立を4,000食分調理するものと考えて、作業工程表・作業動線図を作成してください。
3	様式集(様式部分)	様式H-7								光熱水費	光熱水費の算出根拠について、平成29年1月現在の単価(電気・ガスにおいては燃料調整費も含めて)を基準として考えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。サービス対価の改定方法等を踏まえて事業者において設定してください。
4	様式集									計算上の端数調整	消費税や金利等の算出上、端数が生じた場合は、最終回で調整するなど、事業者の提案事項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■落札者決定基準

※落札者決定基準に関する質問なし

■その他

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答	
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	a				
1	第1回入札説明書等に関する質問書の回答	要求水準書	No.30								床・壁・天井	最低限年3回以上は必要であると考えています。とのご回答をいただいておりますが、弊社が維持管理を行なうPFI学校給食センターにおいては年2回としているセンターもあります。また、計画回数にかかわらず汚れが見られる場合には清掃を行なうことから、年3回以下の清掃計画であることが原因となって衛生上の問題が生じているという事はございません。よって、「回数については事業者提案に委ねる」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。各回の実施場所、実施方法は事業者提案によるものとします。
2	対面対話における議題に係る説明資料	No.6	説明要旨								隣地から越境している植栽について	対面対話におきまして、隣地から越境している樹木について、隣地土地所有者との交渉の結果、事業者が対処することになる可能性もあること、その場合の費用を入札金額において含めること、とのご回答をいただきましたが、第1回入札参加説明書等に関する質問書の回答におきましては、市から越境起因者の方に剪定等を依頼する予定との回答をいただいております。入札予定価格算出時には、事業者が対処することとなった場合の費用は含んでいなかったものと推察いたします。隣地から越境している植栽の対処については、事業者の業務範囲には含めず、貴市と隣地土地所有者の責任において対処を行なう。としていただけないでしょうか。	対面対話での説明のとおり、隣地から越境している樹木については、隣地土地所有者に剪定を依頼する予定ですが、交渉の結果、事業者が対処することになる可能性もあります。その費用についても、入札金額に含まれるものとしてください。なお、市の了解のもと剪定した樹木について、その結果起きたトラブル等には、市と隣地所有者が協議し対処することとします。
3	対面対話における議題に係る説明資料	No.6	説明要旨								隣地から越境している植栽について	対面対話におきまして、現在貴市と隣地土地所有者との間で締結されている協定において、伐採により樹木が枯れた場合の賠償について定めた規定が無いことから、貴市公園緑地課におかれましてはこの樹木には手がつけられない状態であることもお聞きしました。このような条件が残されたままでは、事業者が対処することとなった場合、給食提供に影響の無い状態を維持するだけでなく、枯れないようにする必要があり、それには相当の費用を要すると思われます(少なくとも現在公表されている資料からだけでは、これに要する正確な金額を算出することも困難です)が、事業の性格上、この部分に、限られた維持管理業務費の中から多くの経費を当てることは難しく、現実的には越境部分は全て切り落とす程度の対応になることが想定されます。結果樹木が枯れる可能性は高く、それによって事業者に賠償責任が生じる可能性があるのであれば、入札参加自体が困難となります。よって、隣地から越境している植栽の対処については、事業者の業務範囲には含めず、貴市と隣地土地所有者の責任において対処を行う。としていただけないでしょうか。	防虫対策として、必ずしも越境した樹木の枝を剪定することを前提としておりません。事業者が構内及び隣地から越境している樹木を一括管理する効率的な提案、また施設の配置計画を含めた総合的な防虫管理システムの提案を期待しております。後段は、上記の質問回答No.2をご参照ください。